

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
江津市	二宮地区恵良集落	令和3年3月24日	〇年〇月〇日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	2.7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	2.4ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0.7ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

令和2年1月に実施した「集落の農業の将来に関するアンケート調査(n=6)(以下、アンケートという。)」によれば、75歳以上が67%、70歳以上は全体の100%に上る。  
現在、認定農業者の方を中心に農作業の補完や担い手不在農地を引き受け、農地を保全しているが、地域全体の高齢化も進み、新たな担い手の確保が喫緊の課題となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

既存の担い手や集落外からの新たな耕作者も視野に入れ、担い手づくりを取り組み、農地を集約化する。

当集落の農地利用は、当該集落だけではなく近隣の集落との協力をを行い、複数の集落共同で農地管理を進めていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

■人材確保の取組方針

集落外から人材を確保することに関して、「必要である」が全体の50%となっている。  
 今後は、当集落だけではなく近隣の集落とも協力し合って耕作・農地管理を行う。また、外部からの人材確保も進めていく。

■基盤整備の取組方針

ほ場整備等の基盤整備の必要性について、「必要ない」が全体の67%となっているが、集落でかつて行ったほ場整備はうまく機能しておらず、排水の機能が問題となっている。  
 当集落の地形上、高低差がある農地が多いため、整備は進めにくいかもしれないが、基盤整備に向けて、担い手への農地集積を進めていく。

■新規・特産化作物の取組方針

アンケート調査によれば、当集落は水稻の栽培を主に行っており、作付意向については、現状維持の意向が3件、縮小の意向が2件という結果になった。  
 今後は、労働力不足の改善を視野に入れ、新規作物への転換を検討する。

■鳥獣被害防止対策の取組方針

当集落は、集落全体を囲う金網フェンス(イノシシ用)を設置しているが、柵の下部が腐っている箇所もあり新たな柵の設置の必要がある。しかし、集落全体の柵の管理を行う労働力が不足しているため、必要に応じて個別の農地への柵設置に転換している。  
 今後、集落全体の柵と個別の柵の管理のため、費用が必要になることを視野に入れ、行政とも協議を進める。

■集落の農業の発展に向けた取組方針

現在、認定農業者や中山間直払制度を活用した団体が、農作業の補完や担い手不在農地を引き受けることで農地を保全しているが、限界感がある。  
 今後、集落内の担い手及び行政を含め、担い手の確保・新たな参入に向けて協議を進めていく。

■その他の取組方針

若年層や新規就農者との交流を行い、新たな担い手探し・気候に適した作物転換を進める。そのために、研修会などで交流の場を設けていけるようにする。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	1経営体		1.4 ha		1.4 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。